

○財務省告示第二百九十九号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、平成二十九年十月十六日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十九年十一月八日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第三百八十一回）

二 発行の根拠 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項、第四十七条第一項及び第六十二条第一項

三 振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）

四 発行方法 以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

五 募集入札競争の価格競争 価格競争入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）

六 募集入札競争の価格競争 各申込みのうち応募額の低いものからその応募額を順次割り

七 募集入札競争の価格競争 価格競争入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）

八 募集入札競争の価格競争 価格競争入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）

九 募集入札競争の価格競争 価格競争入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）

十 募集入札競争の価格競争 価格競争入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）

十一 募集入札競争の価格競争 価格競争入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）

十二 募集入札競争の価格競争 価格競争入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）

十三 募集入札競争の価格競争 価格競争入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）

十四 募集入札競争の価格競争 価格競争入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）

十五 募集入札競争の価格競争 価格競争入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）

十六 募集入札競争の価格競争 価格競争入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）

十七 募集入札競争の価格競争 価格競争入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）





